

太田市の奨学金(貸与型・給付型)のご案内

○貸与型奨学金

【制度名】 太田市奨学金

【申請資格】 (1)～(4)のすべてに当てはまる人

(1) 高校、専修学校、短大、大学などに入学する予定の人、または在学している人

(2) 太田市内に住所がある世帯の子ども

(3) 学力優秀、品行方正な人

(4) 経済的な理由で修学が難しい人

【対象者】 高校生、高等専門学校生、専修学校生（高等課程）…①

大学生、大学院生、短大生、専修学校生（専門課程）…②

【貸与金額】 ①…月額 13,000円 ②…月額 33,000円

【貸与期間】 在学する学校の修業期間

【保証人】 連帯保証人1人

【返還義務】 あり

【返還方法】 貸与期間が終了した月の翌月から数えて1年が経過後、貸与年数の2倍の期間内に返還

【返還免除制度】 貸与期間が終了後、(1)～(3)のすべてに当てはまる人は、該当年度の返還金を免除することができます。

(1) 免除を申し込む年度の前年度の4月1日から翌年3月31日まで市内に住んでいること

(2) 免除を申し込む時に働いていること

(3) 免除を申し込む年度の前年度までの市税や太田市奨学金の滞納がないこと

○^{きゅうふがたしょうがくきん}給付型奨学金

【^{せいどめい}制度名】 ^{おおたしさがわきよししょうがくきん}太田市笹川清奨学金

【^{しんせいしかく}申請資格】 (1)～(5)のすべてに^あ当ては^{ひと}まる人

(1) ^{せんしゅうがっこう たんだい だいがく}専修学校、短大、大学などに^{にゅうがく}入学する^{よてい}予定の^{ひと}人、または^{ざいがく}在学している^{ひと}人

(2) ^{がくりよくゆうしゅう ひんこうほうせい}学力優秀、品行方正な^{ひと}人

(3) ^{おおたしな}太田市内に^{じゅうしょ}住所がある^{せたい}世帯の^{こども}子ども

(4) ^{けいざいてき りゆう しゅうがく むづか}経済的な理由で^{むづか}修学が^{ひと}難しい人

(5) ^{ほか}他の^{しょうがくきん}奨学金の^{きゅうふ}給付を^う受けていないこと

【^{たいしょうしゃ}対象者】 ^{だいがくせい だいがくいんせい たんだいせい せんしゅうがっこう せんもんかてい}大学生、大学院生、短大生、専修学校（専門課程）

【^{きゅうふきんがく}給付金額】 ^{ねんがく}年額 400,000^{えん}円

【^{きゅうふきかん}給付期間】 ^{ざいがく がっこう しゅうぎょうきかん}在学する学校の^{しゅうぎょう}修業期間

【^{へんかんぎむ}返還義務】 なし

※^{じょうきないよう}上記内容について詳しく^{くわ}知りたいときは^か下記まで^とお問い合わせ^あください。

【^{といあわ}問合せ先】 ^{さき}先

^{きょういくそうむか}教育総務課 ^{おじまちょうしゃ}尾島庁舎 2階（^{おおたし}太田市^か粕川町 520番地） ^{ばんち} TEL 0276-20-7080